

# 江戸町方社会における高齢者の行方

## —四谷塩町一丁目人別帳データベース分析—

### A person of advanced age in the city society in the Edo period

早川 雅子  
Masako HAYAKAWA

*Keywords* : senior citizen, nurse, Yotsuya Shiocho 1 chome

キーワード : 高齢者、看取り、四谷塩町一丁目人別帳

幕末維新期、江戸町方における標準的家族形態は、夫婦と未婚の子供たちからなる〈単純家族世帯〉、いわゆる核家族であった<sup>1)</sup>。

四谷地区に位置する三町、四谷塩町一丁目・麴町十二丁目・四谷伝馬町新一丁目の人別帳分析によれば、単純家族世帯が全世帯に占める割合は、四谷塩町一丁目51.9%・麴町十二丁目47.2%・伝馬町新一丁目66.7%である。単純家族世帯の比率が高いのは、主に経済的理由により、単純家族世帯が再生産されるからである。つまり、単純家族世帯の子供たちの多くは、結婚して生家を出る、あるいは生家を出てから結婚するという形で、自分の家族を形成していくのである<sup>2)</sup>。

ここである問題が生ずる。残された親世帯は、それはまた、独立した子ども世帯が高齢化した時でもあるが、どのような世帯構成をとるのだろうか。高齢者の看取りは誰が担うのだろうか。あるいは、高齢者自身は、高齢期の安泰のために、どのような方策を講ずるのだろうか。すなわち、高齢者の行方に関する問題である。

本稿の目的は、四谷塩町一丁目在住高齢者を対象に設定して、幕末維新期の江戸町方における高齢者の行方を明らかにすることにある。具体的には二点。第一は、高齢者人口、高齢者を構成員に含む世帯の世帯構成、高齢者のライフコースなどから高齢者の状況を解明すること。第二は、高齢者が高齢期の安定した生活を確保するために講ずる長期的な準備、計画、運用方法、いわば高齢期安泰を目的とする人生戦略を考察することである。

主な資料は、江戸東京博物館所蔵『四谷塩町一丁目人別帳』である。安政4（1857）年からの明治3（1871）までの14年間8部、この時期の江戸町方人別帳としては最もボリュームがあり、高齢者の動向を追跡するのに適している。

研究方法の中心は、四谷塩町一丁目人別帳データベース分析である<sup>3)</sup>。①対象とする高齢者、

世帯を抽出分析し、②世帯主との続柄に着目して高齢者のライフコースを読み取る、③世帯形態の移行や世帯構成員の動向に焦点を当て、高齢期安泰のための方策を具体的に描き出すという方法をとる。

## 1. 高齢者の概念と研究対象の設定

高齢者とは、文字通り年齢の高い者を意味し、人生の諸段階を表す社会的範疇〈老人〉に対して、年齢にのみ着目した呼称だといえる。老人は、生産的労働や社会的地位から引退し、扶養や庇護の対象となるとともに、〈おとな〉とは異なる社会的価値をもつ社会構成員と理解される。もちろん、何歳以上を老人とみるかというように、老人の規定に年齢意識は深く関わっている。『日本国語大辞典』で〈高齢者〉を引くと、「年老いた人。年寄。老人」とあり、老人とはほぼ同義の説明がみられる。

本稿で用いる〈高齢者〉もまた、老人に重なる意味をもつ。あえて〈高齢者〉を使うのは、本稿の関心による。すなわち、年齢の高い者が家族との生活のなかでどのような人生の選択をするかを考察することにあり、その生活や選択における社会的意義を問うことにさほどの意図はないからである。なによりも、50歳以上の四谷塩町一丁目住民というように、年齢を基準にして考察対象を設定している。このような理由から、老人という意味を含めて〈高齢者〉という言葉を用いることにする。

それでは、高齢者、あるいは老人とは何歳以上の者を指しているのだろうか。古代律令制における六段階の年齢階梯「黄・小・中・丁・老・耆」は課役の賦課対象を規定する年齢区分であるが、その成人と老人と分ける60歳という年齢区分は、中世にも継承されたといわれる。しかし、近世をみると、60歳は統一的に規定された年齢とはいえないようだ。1600年中葉以降は50歳以上を老人と認識していたという研究もある<sup>4)</sup>。その一方、武士において隠居許可が降りる年齢基準は70歳であったと論じ、60歳を超えて現役の武士や農民を紹介する研究もある<sup>5)</sup>。このように老人の年齢区分が固定化しないのは、老人認識が支配体制、信仰、民俗、地域社会の特質、さらには医療などさまざまな要素が複雑に絡み合っているからであろう<sup>6)</sup>。とはいえ、やはり基準は定めねばならない。ここでは新村拓による日本医療社会史の研究成果を援用する。新村は、古代から明治までの年齢区分を通観し、「40歳を初老とし、60歳以後を老年期とみなすことが古代以来、現代に至るまで大して変化もなく続いていた」という<sup>7)</sup>。この説に準じて、60歳を老年期の一つの基準と捉えてみたい。

幕末維新期の都市社会における老年期人口動態については、僅かなデータしか残されていない。史料制約があるなかで、菅原憲二による京都6町<sup>8)</sup>、浜野潔による京都16町<sup>9)</sup>の人口構造研究の成果がある。菅原は、京都6町の61歳以上の人口比率を3%-13.5%と算出し、近世末期京都の人口構成を近世の都市全体のものとして捉えることができないものの、13.5%を数える菊屋町を除けば、これまで指摘されている数値とほぼ等しいという<sup>10)</sup>。これまで指摘

されている数値とは、前掲新村が伊藤達也の推計を引いて、主要国における老人の割合を「18世紀・19世紀は平均5%であった」<sup>11)</sup>と論じた数値である。浜野が算出した数値もまた、この範囲を出るものではない。これらを総括すると、幕末維新期の都市社会における老年期人口の割合としては、5%前後から10%未満を一つの水準とみることができよう。この数値は、昭和35（1960）年の5.7%、昭和40（1965）年の6.3%、昭和45（1970）年の7.1%に相当し、高度経済成長期における高齢化率にはほぼ匹敵するといえる<sup>12)</sup>。

四谷塩町一丁目（以下、塩町一丁目）の人口構造を確認しよう。【表1】は四谷塩町一丁目の年齢階層別人口構成、【表2】は同町の高齢化率である。年齢階層が1歳から始まるのは、人別帳の年齢記載が数え年だからである。生まれた年を1歳とし、正月が来れば当歳とって2歳と数えるため、五階層別人口構成は年齢階層1歳～5歳から始まる。ここでは、数え年61歳以上を高齢者とし、高齢者人口が全体に占める割合を高齢化率とした。なお、特に表記しない場合、以下の論述における年齢は数え年である。

塩町一丁目の高齢化率は、若干の増減幅はあるものの、ほぼ6%台を推移している。ちなみに、同じく四谷地区に位置する麴町十二丁目と四谷伝馬町新一丁目にも、1865年度（元治2年、改元して慶応元年）人別帳が残されている。それによれば、麴町十二丁目の高齢化率は8.8%、四谷伝馬町新一丁目は4.7%である。三町いずれの高齢化率も5%前後から10%未満の範囲内にあり、幕末維新期における四谷地区の高齢化率は同時期の都市社会の水準内にあったといえるだろう。

【表1】年齢階層別人口構成からは、〈子ども〉〈おとな〉の人口比も知ることができる。〈子ども〉を両親や地域社会などの庇護を必要とする者と捉えるならば、その年齢階層は10歳未満に設定できるだろう。10歳を過ぎれば奉公に出る、あるいは家内労働力に数えられることは決して稀ではないからである。その10才未満の子どもの人口比率は、

【表1】安政4（1857）年  
年齢階層別人口構成（単位：人）

年齢階級	男	女
1-5	15	19
6-10	21	38
11-15	35	24
16-20	39	41
21-25	32	22
26-30	44	35
31-35	37	30
36-40	26	24
41-45	32	27
46-50	18	26
51-55	30	23
56-60	19	22
61-65	11	7
66-70	10	5
71-75	3	1
76-80	1	3
81-	0	2
小計	373	349
合計	722	

【表2】四谷塩町一丁目高齢者人口比率（人口の単位：人）

	総人口	高齢者人口（男・女）	人口比率
安政4（1857）	722	43（25・18）	6.0%
文久1（1861）	799	43（25・18）	5.4%
文久2（1862）	655	39（24・15）	6.0%
文久3（1863）	557	45（26・19）	8.1%
元治2（1865）	572	37（18・19）	6.5%
慶応3（1867）	634	42（22・20）	6.6%
明治2（1869）	653	45（27・18）	6.9%
明治3（1870）	574	43（25・18）	7.5%

12%弱、残る80%強が生産的労働の担い手〈おとな〉の人口比率である。大掴みにいえば、塩町一丁目人口は従属人口2割・生産年齢人口8割の構成である。

さてここで、本稿の考察対象、つまり本稿における〈高齢者〉を絞り込みたい。着目したいのは、6%前後という高齢化率である。この数値は、幕末維新期を生きた町方住民にとって、つまり彼らの人生観においてどのような意味を持っていたらうか。当時の平均寿命については、20歳まで生き延びることのできた者は60歳を超えたともいわれている<sup>13)</sup>。実際、塩町一丁目でも、70歳を超えてなお名前人を務める者もいる。とはいえ、60歳は誰にでも到達できる年齢とはいえない。

【表1】をみると、50歳代から人口が急減することに気づく。51歳以上の人口比率約20%、55歳以上約10%、そして61歳以上約6%と、人口比率は5年ごと確実に半減していくのである。50歳を境にして同輩が漸次減少していく、この現象のなかにあれば否応なしに、60歳という年齢は人生の到達目標だと意識されるのではあるまいか。その意識は、塩町一丁目住民に限らず一般的で、だからこそ還暦を祝うのだろう。だとすれば、老い支度に取りかかる時期は60歳よりも早いはずである。そこで注目したいのは、50歳という年齢である。この年齢前後を境にして、人口の急減が始まるからである。50歳とは老いや死を身近に感じ始める年齢、老境への入口という節目の年齢と捉えることができよう。

本稿では、50歳という年齢を、老年期への入口、老い支度を始める起点と規定する。50歳を過ぎた住民を対象にすれば、彼らの老年期に向けた方策やライフコースを検討することができる。以下、年齢50歳以上の住民を〈高齢者〉と設定し、高齢者データを抽出、考察を進めたい。

## 2. 四谷塩町一丁目高齢者

安政4（1857）年4月時点において、塩町一丁目に在住していた50歳以上の住民数は、男性77人、女性68人である。これら高齢者データから、塩町一丁目高齢者の全体像を概観しよう。【表3】は男性高齢者77人、【表4】は女性高齢者68人について、年代別、及び名前人と

【表3】安政4年4月在住50歳以上男性の名前人との続柄（単位：人）

	名前	父	祖父	兄	オジ	召使	その他	合計
50歳代	40	2		1		1	4	48
60歳代	16	6			1			23
70歳代	2	2	1				1	6
合計	58	10	1	1	1	1	5	77

【表4】安政4年4月在住50歳以上女性の名前人との続柄（単位：人）

	名前	妻	母	祖母	姉	オバ	その他	合計
50歳代	2	29	11		1	1	2	46
60歳代	2	1	11			1	1	16
70歳代以上			4	2				6
合計	4	30	26	2	1	2	3	68

の続柄別に集計した表である。

年代別集計をみると、男性では50歳代48人に比して、60歳代は23人とほぼ半数。女性の60歳代は16人で、50歳代46人の3分の1程度の人数しかいない。50歳からの10年間で人口は急減しており、この期間が老年期への過渡期にあたと確認できる。

安政4年時における男性最高齢は78歳、型付職・辰五郎（店借）で、28歳になる悻との二人世帯の名前人（＝世帯主）である。明治3年度人別帳までの14年間でみると、明治3（1870）年の籠渡世・忠兵衛（地借）が男性最高年齢者、当年80歳にして娘と孫との三人世帯の名前人である。女性では、安政4年時点で80歳を超える高齢者が二人、弾師・安兵衛（店借）母いく82歳、槍師・新兵衛（店借）母よし81歳である。人別帳中の女性最高齢は、塗師・庄吉（家持）母なおで、文久2（1862）年の83歳、翌文久3年正月まで存命した。

名前人との続柄とは、正確には、名前人からみた名前人と高齢者との続柄である。続柄とは、本来、親族としての関係を意味し、たとえば奉公人など親族に入らない者との間柄を含まない。しかし、人別帳の記録形式では、独立の生計を立てている集団＝世帯を基礎単位にし、同居して生活を共にする者はすべて世帯の一員として括られる。この記録形式にしたがい、続柄の範囲を、名前人と同居人を含む世帯構成員との関係にまで広げている。

続柄からはライフコースを読み取ることができる。その前提として、婚姻年齢と配偶率を押えておく必要がある。ここでは、文久元（1861）年から文久3（1863）年までの連続する3年間のデータを紹介する。

【表5】は年齢階級別有配偶率で、3年間の平均をとった値である。男性では、最も若い結婚年齢が21歳、21歳～25歳の有配偶率は8%にとどまる。男性有配偶率は、26歳～30歳の階層で40%に急上昇、31歳～35歳で60%超、36歳から65歳までは70%前後から80%台を推移、66歳以降に40%代後半に減少する。女性では、10歳代後半で結婚する者も散見され、20歳未満でも9%の有配偶率がある。21歳～25歳40%、26歳～30歳60%超と上昇を続け、31歳を過ぎた頃から60歳まで70%前後を推移する。そして、61歳～65歳で50%を切った後は、一気に下降する。男女の年齢別有配偶率を照合すると、両者の間に約5歳のずれがあり、女性の方が5歳程度先行する。つまり、夫になる年齢と妻になる年齢との間には、平均して5歳程度の年齢差があり、当然のことながら、死亡時期も5歳年長の夫の方が早いこ

【表5】 文久1年～文久3年有配偶率  
(単位：%)

年齢階級	男性	女性
1-5	0	0
6-10	0	0
11-15	0	0
16-20	0	9.1
21-25	8.0	45.7
26-30	41.7	61.3
31-35	62.6	69.9
36-40	69.0	66.4
41-45	74.6	62.1
46-50	69.6	75.9
51-55	77.9	77.4
56-60	82.2	73.8
61-65	91.7	47.2
66-70	48.3	5.6
71-75	45.0	0
76-80	50.0	0
81-	0	0

とが多い。したがって、夫に先立たれた寡婦は、寡夫に比べて年齢が若く、人数も上回る。

【表3】男性高齢者77人の名前人との続柄を検討しよう。第一に指摘できるのは、名前人の割合の高さである。特に、50歳代48人中40人という人数は、50歳代の男性は自らの世帯を統轄する地位に就くことが一般的であったことがわかる。さらに、60歳代では23人中16人、70歳以上に至っても2人が名前人の地位にあり、男性が世帯を統轄する地位に就くことは、この時期の社会通念であったことを示している。家督を相続する、あるいは独立して世帯を持つなどして、一旦名前人に就任すれば、家督譲渡の機が熟するまで、その機をもつこと能はざれば亡くなるまで名前人を務めるというライフコースは、男性における一つの典型であったといえよう。

第二に、家督譲渡、世代交代のタイミングとして、60歳前後が一つの基準になる点を指摘したい。上述したように、60歳代の続柄においても名前人が最も多い。しかし、50歳代に比して人口が半減するなかで、続柄〈父〉の人数は6人と増加する。この傾向は、人別帳8年度分に共通し、たとえば元治2（1867）年を挙げると、60歳代19人において、〈名前人〉10人に対して〈父〉も7人を数える。

60歳前後というタイミングは、有配偶率の推移からも納得がいく。男性の場合、26歳を過ぎた頃から妻帯者が60%を超えはじめる。つまり、26歳から30歳前後が、男性にとっての結婚適齢期が始まる年齢である。家督承継予定者が身を固めることは、家督の維持存続を保証する重要な要素である。子どもの結婚、さらに孫誕生は、次世代の家族形成が軌道に乗ったこと意味し、家督譲渡を促す一つの契機になるからである。その時期の年齢は、子ども世代男性では30歳前後が一つの目途に設定できるだろう。そして、同じコースをたどったとすれば、父親世代の年齢は60歳前後に達するのである。

最後に、続柄〈兄〉〈オジ〉、そして〈その他〉の存在に言及したい。まず、〈その他〉から。〈その他〉とは、続柄記載欄に同居や懸り（＝掛り人）とあるものの名前人との続柄は書かれていない、続柄不明の同居人である。具体的には、同郷、同業などの誼みを頼り一時的に身を寄せる者、人宿で奉公口の斡旋を俟つ者などがいる。これら老境に入らんとする高齢者が、町を出てどこに向かい、どのように生きるのかを探ることは、乏しい資料からは難しい。

〈兄〉は弟世帯、〈オジ〉は甥世帯に同居する者である。女性では、〈姉〉〈オバ〉がこれに相当する。その他にも、人別帳には、続柄〈弟〉〈妹〉〈イトコ〉〈オイ・メイ〉などの同居人も存在する。これら同居人の続柄を総括すれば、親族と呼ぶのが相応しいだろう。この場合の親族は、血縁関係のみならず姻戚関係も含まれ、親類縁者と換言できるほどに広範である。

周知のように、近世においては幼老の扶養は親族の義務とされた。‘親族による親族扶養の自己完結’は、社会規範として認識されていたともいえる<sup>14)</sup>。したがって、〈キョウダイ〉〈イトコ〉〈オジ・オバ〉〈オイ・メイ〉等の親族同居は、至極当り前のことである。しかし、高齢者の親族同居は、社会問題として捉えることができる。二三の例外を除いて、彼らが単身者だからである。

単身高齢者は、婚姻経験がないまま高齢化する者と、婚姻したものの死別、離別によって親族引渡になる者にと大別することができる。未婚の理由としては、経済的困窮、健康上の問題、親やキョウダイの介護などがあり、それらは複雑に絡み合っている。いずれにせよ、家族を作ることができないままに年老いた者は、確かに存在するのである。親族による親族扶養の自己完結を前提とする社会にあっては、彼ら高齢者は親族に身を寄せるか、さもなければ自力で身を処する他に生きる術はない。単身高齢者、取り分け下層の単身高齢者にとって、老いの日々は孤独かつ苛酷であったと思われる<sup>15)</sup>。

次に、【表4】女性高齢者68人を検討しよう。まず、続柄〈名前前人〉を取り上げる。女性が〈名前前人〉に就くのは、寡婦単身世帯、あるいは女性の他に後継適任者がいない世帯である。夫に先立たれた世帯では、息子がいれば乳幼児でない限り名前前に立てるのが一般的で、適齢の息子がいるのにもかかわらず母親が名前前に就くのは、なんらかの事情がある場合といえる。安政4年時、女性の名前前は4名、そのうち単身者は2名、いずれも60歳以上の高齢である。長兵衛後家りつ65歳、金蔵後家みつ63歳、2人の居住階層は店借、職業は賃仕事である。賃仕事は寡婦の職業の典型で、其の日稼ぎの店借階層の移動性は高い。60歳過ぎての寄る辺ない単身暮らしは、前述した親族同居に勝るとも劣らず不安定で、後憂きわまりない。

次は、続柄〈母〉である。続柄〈母〉は、50歳代で46人中11人、60歳代では16人中11人と増加する。男性の続柄〈父〉に比して、その割合は著しく高い。一方、続柄〈妻〉をみると、50歳代で46人中29人と3分の1弱を占めるが、60歳代では1名にまで減少する。これは、結婚年令の男女差に拠るところが大である。結婚年令が男性よりも5歳程度若いため、年上の夫が先立ち寡婦として残されるケースの方が多い。寡婦になると、子ども（息子）が同居していれば子どもが名前前に就任、続柄は妻から名前前〈母〉へと移行する。そのため、人口の急減が始まる50歳代以降に、続柄〈母〉の割合が上昇するのである。

女性の続柄の変遷としては、次のコースが典型であろう。〈娘〉が結婚すると、夫婦単身世帯ならば〈妻〉に、親世帯と同居ならば〈嫁〉（夫が名前前になると〈妻〉）になる。そして、夫が亡くなった時点で、子どもが名前前になれば〈母〉になる、あるいは、夫婦二人世帯や名前前適任者がいない場合は〈名前前〉になるというライフコースである。要するに、夫に先立たれた高齢期の女性においては、子どもがいれば子ども世帯に同居する、別言すれば、子どもが扶養することが一般的であったといえよう。

高齢者世帯、あるいは家族構成員に高齢者を含む世帯の家族形態についても概観しておきたい。安政4年4月時点で該当する世帯は、男性高齢者世帯77（含、夫婦世帯）、女性高齢者世帯32である。全世帯数182世帯であるから、半数以上の世帯には50歳以上の高齢者が暮らしていたことになる。なお、女性高齢者世帯数32と少ないのは、続柄〈妻〉は男性高齢者世帯に算入、高齢者が複数同居する世帯を1世帯と数えたことによる。紙面の都合上、男性高齢者世帯のみを取り上げる。

【表6】は、50歳以上男性を家族構成員に含む世帯を対象に、ハメルラスレット分類法を

基にして家族形態を分類、集計した表である。同分類法を採用するのは、夫婦世帯を基礎単位とし、同居世帯の状況を把握することができるからである。

分類結果によれば、夫婦世帯〔類型3〕が40世帯、全77世帯の半数以上を占める。二世帯同居世帯には、親族一人と夫婦世帯が同居する〔類型4〕、親世帯と子ども世帯が同居する〔類型5〕が該当し、計21世帯である。高齢者世帯においても、夫婦世帯が標準的家族形態であったことがわかる。

夫婦世帯の内訳をみておこう（ただし、寡婦と子供たち世帯は除いている）。夫婦のみの世帯〈3a〉は10世帯、夫婦どちらか一方が死亡すれば、単身高齢者になることが予想される。夫婦と未婚の子供たちからなる世帯〈3b〉は32世帯。2世帯は子どもが名前人、30世帯は親が名前人である。寡夫と未婚の子供たちからなる世帯〈3c〉は8世帯。2世帯は子どもが名前人、6世帯は親が名前人である。夫婦と未婚の子供たちの世帯は、50歳代24世帯から60歳代6世帯と減少し、60歳代では子ども世代が名前人に就く世帯が現れる。家族形態の移行という点からも、60歳前後が世代交代のタイミングであることがわかる。

### 3. 高齢期における人生戦略

幕末維新期、50歳を超えた男性は、老境に向かうなかで、自ら身の処置、家族の行く末、家の継続のためにどのような方策を講じたのだろうか。ここでは、高齢者が自身の高齢期の安定した生活を確保するために講ずる長期的な準備、計画、運用方法を、広義の人生戦略と捉えてみたい。塩町一丁目男性高齢者を対象に、世帯形態の移行、世帯構成員の動向などに着目して、高齢期における人生戦略を考察する。考察は、標準的家族形態である夫婦と未婚の子供たちからなる世帯〔類型3〕を中心に行なう。

#### 3.1. 夫婦二人世帯

夫婦二人世帯は、夫婦どちらか一方が亡くなれば、単身高齢者になるのは免れない。家族の脆弱性が高く、高齢期が最も不安かつ危惧されるのは、夫婦二人世帯であろう。【別表1】は、該当13世帯のデータである。家番号・名前・年齢・居住階層・職業・出生地・町内在住最終確

【表6】 50歳以上男性を含む世帯の家族形態  
(単位：世帯)

家族形態	下位分類	50歳代	60歳以上	合計
1	1b	1		1
2	2a	0	1	1
3	3a	7	3	10
	3ba	1	1	2
	3bb	24	6	30
	3ca	0	2	2
	3cb	3	3	6
4	4a	1	3	4
	4b		2	2
	4c	2		2
	4d	2	1	3
5	5a	3	3	4
	5b	3	3	8
	5c	1	1	2
		48	29	77



認年度、及び世帯構成員の動向を表にした。家番号は世帯ごとに振ったユニークな番号である。江戸以外の出生地は、武蔵国は郡名、その他は国名のみを載せた。同居人については、居住階層は同居とし（ ）内に名前人の階層を記入、職業未記載の場合は同居世帯名前人の職業に「\*印」を打った。以下、世帯名を挙げて論述する場合、〔1001元昌〕のように、〔家番号名前〕形式とする。

夫婦二人世帯13世帯は、きわめて流動性が高く、安政4年度中もしくは文久1年度までに転出した世帯が7世帯を数え、慶応2（1866）年を最後に全世帯が姿を消す。人別帳に動きが無いのも特徴で、最も長く居住した〔1180覚蔵〕も、人別帳上からは世帯構成員の動きを読み取ることができない。〔1180覚蔵〕は、安政4年時53歳、63歳になる慶応2年までの10年間、同年60歳の妻と二人暮らしのまま、家族構成に変化はない。覚蔵の職業は、棒手振である。

覚蔵をはじめ店借階層11世帯（同居を含む）の職業は、日雇稼・煙草売・按摩取など日銭稼ぎの肉体労働、すなわち‘其の日稼ぎ’と称される職業が大半である。これらの職業の収入では、まさに其の日暮らしに精一杯であり、家族の増員や老後の対策を講ずるだけの余裕はなからう。そもそも講じたくともできない、もしくは思いが及ばない、というのが相応しいかもしれない。これら其の日暮らしの高齢夫婦世帯が、一方に先立たれた鰥寡孤独の身になった時、あるいは肉体労働ができぬまでに老いた時、窮民化は避けるべくもなからう。

夫婦二人世帯においても高齢期対策を講じた世帯は存在する。〔1010礼助〕〔1139庄五郎〕で、2世帯はともに養子を取っている。

〔1010礼助〕は、職業小切売、家守を務める。安政4年4月、礼助59歳妻かね41歳の夫婦には子どもがおらず、かね弟半次郎37歳未婚が同居する。翌文久元年、半次郎を養子に取り、夫婦と未婚の子どもからなる家族形態に移行する。こうして礼助夫婦の老後は安泰かに思われたが、思う通りに事は運ばない。文久3年4月、礼助が65歳で死亡すると、養子半次郎40歳は四谷坂町へ別宅転出、礼助後家かね47歳が一人残される。名前人となった賃仕事の礼助後家かねは、元治2年までの凡そ2年間、50の歳まで一人暮らしのまま町内に暮らした。かねの場合、47歳と壮齢ともいえる年齢が幸いしてか、賃仕事で生計を立てる体力と気力があつたのかもしれない。いずれにせよ、養子を取ったとしても、見込み通りに高齢期を迎えるとは限らない。

〔1139庄五郎〕は、大工職・庄五郎57歳（店借）と妻すみ57歳夫婦、そして養子亀次郎からなる世帯である。亀次郎は40歳未婚、生国は志摩国登志郡、庄五郎夫婦はまさに余所者の四十路にかかろうとする男を養子に迎えたのである。安政4年12月、庄五郎一家は麴町十二丁目に転出する。『麴町十二丁目人別帳』には庄五郎世帯の記録が残されており、明治元（1868）年までの動向を追跡することができる。慶応2年、庄五郎一家は、48歳になった養子亀次郎に嫁を貰い請ける。豊嶋郡代々木村百姓金五郎娘きよ23歳である。明治元年、名前人庄五郎世帯は、共に67歳になった庄五郎夫婦、50歳の養子亀次郎と嫁きよ25歳夫婦との二世

代の夫婦同居世帯である。

〔1139庄五郎〕の高齢期対策は巧妙である。ある程度壮年の、したがって資質を見きわめることができる男を養子に取り、百姓の娘を妻帯させる。他国生まれで、縁故に乏しいであろう養子亀次郎が、若い妻とともに、高齢の養父母に孝養を尽くしたことは想像に難くない。問題は、亀次郎自身が既に老境への入口にあり、亀次郎夫婦にも子どもがないことである。養父母を看取った孝養の果て、五十路の亀次郎は、自身の老いに向き合わねばならない。

夫婦二人世帯における高齢化対策として養子縁組がある<sup>16)</sup>。この養子縁組は、継承存続すべき資産を有する上中階層のような、家の存続を第一義的目的とするものではない。さほどの資産をもたない夫婦が、高齢期を迎えたところで、余生の安穩や看取りなどを目的にした養子取りである。したがって、後継を期するような少壮の養子は望み薄であろうし、また、養子によって老後が確実に保障されるわけでもない。だが結果は未知だとしても、養子縁組は心の支えにはなるかもしれない。そもそも大半の夫婦世帯は、養子貰請ができる程の経済的余裕はなく、夫婦二人のまま老年期を過ごすのである。

### 3.2. 夫婦と未婚の子供たちから構成される世帯を中心に

幕末維新期の扶養体制においては、高齢期の安泰とは、すなわち、次世代扶養者の確保である。扶養者確保のためには、扶養者自身の生活を実質的に安定させる経営体、つまり家産・家職・家名の集合体である〈家〉の維持存続が不可欠である。家という継承財を保持し、次世代へ譲渡することによって、高齢期の安泰は購われるととても過言ではなかろう。そこで、高齢期の安泰を目的として講ずる方策、すなわち家を維持存続する方策を検討したい。【別表2】は、高齢者を世帯構成員に含む世帯のなかから、夫婦と未婚の子供たちから構成される世帯及び、世代交代した世帯を抽出した表である。世帯数は38、表の項目は【別表1】と同じである。

経済力を前提として高齢期の生活保障が成立するのであれば、其の日稼ぎの都市下層が高齢期を生き抜くことは厳しい。この点、夫婦二人世帯の考察から明らかである。夫婦と子どもたちから構成される世帯においても、下層世帯では状況は変わらない。安政4年4月時、夫婦と未婚の子供たちから構成される世帯のなかで明治3年度までの14年間居住継続した世帯は、僅かに1世帯のみである。頻頻と移動する其の日暮らしのなかで、高齢期の安泰を講ずることは困難であったと思われる。このような都市下層高齢者の動向は、稿を改めて論じたい。

さて、夫婦と未婚の子供たちから構成される世帯を中心に、高齢者を世帯構成員に含む全世界帯について、家族形態の移行や家族世帯の動向を分析した結果、家の維持存続が成功する要件として、以下の5点を集約することができた。

- 〈1〉 後継に相応しい者を選抜、適格者を絞り込むこと
- 〈2〉 名前前（あるいは妻）の存命中に、後継者を結婚させ、家督を譲渡すること
- 〈3〉 世帯構成員を縮小し、経営体の規模に適合させること
- 〈4〉 家を存続継承するための資質が、親子二世代（のみならず世帯構成員）に備わって

いること

#### 〈5〉偶然を味方につけること

高齢期の人生戦略とは、4つの条件を世帯構成員に適用し、〈5〉の偶然をも甘受して、家の維持存続を実現するための方策だといえる。要件ごとに、事例を挙げて説明しよう。

##### 〈1〉後継者の絞り込み

後継は、長子相続、男子優先が一応の原則といえるが、この原則にとらわれないケースは少なくない。分析対象77世帯の一世帯平均子ども人数は2.58人、そのなかから後継に相応しい者を絞り込むのである。娘しかない場合に限らず、たとえ息子がいても、娘に髡養子を取ることもある。髡養子ならば、資質の品定めもできるだろう。後継者の絞り込みは、可能な限り年若い時分の方がよい。時間をかけて家業を仕込むことができるからである。

長子相続を選択しなかった事例としては、〔1021鉄五郎〕家守・時計職・鉄五郎、〔1057利根次郎〕地借・大工職・利根五郎、〔1092仙五郎〕地借・建具職・仙五郎などがある。また、〔1137惣次郎〕店借・鋳物職・惣次郎では、28歳の息子ではなく、養子17歳と同居する。

髡養子取は13世帯、14の事例がある。〔1001元昌〕家持・町医・元昌は、息子がいたが養子を取り、後に長女と結婚させる。髡養子取は、家職の継承存続を目的とするのが一般で、〔1015庄吉〕家持・塗師・庄吉、〔1211清吉〕地借・葛箆職・清吉などが典型である。

##### 〈2〉名前人（あるいは妻）存命中の後継者婚姻と家督譲渡

〈1〉と併せて、名前人（あるいは、その妻）存命中に、後継者に嫁取り、髡養子取りをして身を固めさせ、孫誕生を見届ける。できれば、家督譲渡までに一定期間を置き、家長になるための心構えや仕来りの習得、家業熟練などを見届け、承継に万全を期すことが望ましい。

事例としては、〔1001元昌〕〔1015庄吉〕〔1027喜兵衛〕〔1058清次郎〕〔1080喜三郎〕〔1085五郎兵衛〕〔1090嘉七〕〔1203東十郎〕〔1211清吉〕などがある。次の3世帯に至っては、準備期間が10年を超える。〔1015庄吉〕庄吉が髡養子浅吉に家督を譲渡したのは明治2年、庄吉78歳浅吉44歳の時で準備期間18年以上、〔1085五郎兵衛〕では準備期間10年、五郎兵衛76歳俵金五郎33歳の時、〔1211清吉〕も準備期間15年である。

〈2〉が家存続に必須であることは、〔1051弥六〕の事例からしることができる。〔1051弥六〕地借・鼈甲職・弥六は、16歳の息子市太郎と妻を残し、52歳で急逝した。鼈甲職を伝受する暇はなかったに違いなからう。母の死を見届けた文久3年頃、市太郎改メ弥六は羅呉服渡世に商売替える。しかし、翌年に弥六一家の記録はない。〔1051弥六〕の事例からは、地借という居住階層を支える職業や技術を習得することができなければ、生活の根底が崩れ、零落することがうかがえる。

存命中の後継者婚姻と家督譲渡を果たした世帯では、後継者の結婚年令が平均に比して早い。そして、後継結婚時における父親の年齢は60歳前後、もしくは50歳代。父親の結婚年令もまた早いのである。人別帳の記録、あるいは後継者夫婦の子どもの年齢から後継の結婚年令を推測すると、〔1015庄吉〕庄吉60歳前後・娘髡取20歳前後、〔1027喜兵衛〕喜兵衛55歳・

息子23歳前後、〔1058清次郎〕清次郎58歳・娘翠取24歳前後、〔1085五郎兵衛〕五郎兵衛60歳前後・息子25歳、〔1203東十郎〕東十郎60歳前後・息子25歳などがある。

後継者の結婚年令、その時点での父親の年齢が若いことは、家の継承存続に有利に働く。父親が壮健な時に、家督譲渡までの十分な準備期間を取ることができるからである。しかし、その期間、世帯構成員は増加し、家の規模は拡大する。準備期間が長ければ長いほど、拡大する家を経営維持するだけの経済力が必要になる。早婚も長期の準備期間も、経済力に支えられてこそ可能なのである。夫婦二人世帯のままで高齢期を迎える世帯、親の看取りのため高齢化する子ども世代など、経済的余裕のなさに原因する都市下層の現実と対照的である。

### 〈3〉世帯構成の縮小

江戸町方の家は、家族経営が中心で、経営規模は大きいとはいえない。家を堅持しようとするならば、支出を抑えねばならない。そこで、後継者育成の傍ら、家の規模に見合うように、世帯構成の縮小が行われる。

世帯構成の縮小は、娘の嫁遣りが代表的であるが、次子の分家や転出もある。〔1080喜三郎〕は、長子弥三郎を後継とし、次子銀次郎を分家。〔1085五郎兵衛〕では、長子金之助が後継、次子兼五郎は四谷伝馬町新一丁目に転出、同町で一家を構えた。〔1090嘉七〕では、次子友吉を〔1007〕屋根職・儀左衛門へ弟子入りさせた。修業を終えた友吉は、町内で独立世帯を構えた後、神田下白壁町家主政二郎方へ婿養子に差遣わされた。この3件は、父親が計画的に次子の暮らしが立ち行くように、計画的に対処したといえるだろう。

〔1116松五郎〕は、明治3年度まで継続居住した唯一の店借である。安政4年4月、松五郎・日雇稼51歳は、妻46歳との間に忰2人（26歳15歳）と娘4人（29歳17歳11歳8歳）の8人世帯である。慶応3年まで、忰26歳が転出した以外に、世帯構成に変化はない。この時、松五郎61歳妻57歳、忰25歳と娘4人（39歳28歳21歳18歳）。明治に入って世帯縮小が始まる。明治2年までに、娘39歳抹消、娘28歳が多摩郡青梅村百姓重兵衛方へ奉公住、娘21歳が上総国山辺郡荒生村百姓八郎兵衛方へ奉公住。明治2年8月、忰28歳大工職が麴町11丁目へ別宅。〔1116松五郎〕は、松五郎63歳妻59歳と娘23歳の3人世帯にまで縮小した。

〔1116松五郎〕のケースは、家の存続を目的とした縮小とはいえないだろう。忰28歳は、嫁取りをせず、別宅という形で家を出た。彼娘2人は口減らしであろうか、多摩郡や上総国という奉公先からは、高齢期を迎えた松五郎自身が世帯規模の縮小に関わったことがうかがえる。これの動きから松五郎後継をつくろうという意志を読み取ることは難しい。結果として、松五郎夫婦の看取りは23歳の娘に委ねることになったのである。

### 〈4〉家を存続継承するための資質

ここでいう資質とは、技術を習得する才能、あるいは経営能力や運用能力などはもちろんだが、むしろその根底にある才能や能力を現実化するための強い意欲である。親世代では、人生戦略を具体化し、実践していく知力と行動力が必要であろうし、また、不慮の事故に対処できる胆力も欠かせない。子世代の資質としては、親世代の労苦を感得する力、それを糧にして家

を存続しようとする意志も重要である。

このような家を存続継承するための資質に欠ける典型が、〔1026市五郎〕市五郎・市太郎、〔1092仙五郎〕仙五郎・直吉である。ここでは、〔1026市五郎〕を取り上げる。地借・市五郎・鳶人足61歳は、妻きん45歳と息子2人（16歳10歳）娘24歳の5人世帯である。文久元年、前年までに娘は転出、9月の市五郎死亡によって、息子市太郎20歳が、母きんと弟平次郎の3人世帯の名前人になる。市太郎が一家を背負うかと思いきや、文久3年2月に母きんが小石川伝通院表町家主三吉方へ同居転出、弟との兄弟二世帯になってしまう。明治に入る頃に四谷伊賀町五郎兵衛方へ同居転出するも、明治2年12月には妻帯して再転入する。しかし、妻は横浜吉原へ遊女奉公住で不在、弟との二世帯のまま町内に暮らす。かつての地借・市五郎・鳶人足一家は、市太郎28歳に代替わりして店借・鳶日雇いに転落、しかも妻は遊女奉公住である。

対照的に、〔1019兵蔵〕夫理兵衛を亡くした後、娘に養子を取って家を存続させた理兵衛後家くに、〔1111源兵衛〕父源兵衛亡き後、娘を抱えながら妹2人を養育、ついに新吉原中之町に家作を買求めた権兵衛家すゝ、彼女たちの資質は特筆に値する。

#### 〈5〉偶然

偶然とは、自然災害、火災、疫病など予期せぬ出来事で、戦略とは関わりなく発生するにも拘わらず、戦略変更を余儀なくさせる、時には思わぬ成功をもたらすような現象をいう。安政期以降の江戸の町は、地震や台風などの自然災害にしばしば襲われ、大火にもみまわれた。また、安政5年7月末からは、死者二万人余といわれるコレラの大流行があった<sup>17)</sup>。あるいは、物情騒然とした幕末期の町自体が、偶然をもたらす要素になったかもしれない。人別帳を読むと、後継者や跡取り娘の早世をはじめ、予期せぬ出来事が禍福交々となって人生戦略に影響を及ぼしたことがわかる。

偶然が禍となって戦略変更を余儀なくされた事例では、③〔1074安兵衛〕④〔1075半次郎〕⑤〔1209宗二郎〕が際立っている。

③〔1074安兵衛〕地借・春米渡世・安兵衛54歳には2人の娘がいる。安政4年、娘ふさ19歳に安次郎30歳を養子取りするが、ふさが病死したため養子を離縁。縁付いた娘つる20歳を呼び戻して市右衛門31歳を婿に取り、孫をもうける。しかし、文久2年中、娘つるが死亡してしまう。実の娘を2人まで失った安兵衛は、養子市右衛門に嫁を取り、孫の成長を待つばかりである。④〔1075半次郎〕は、跡取り息子を失ったケースである。地借・馬具職・半次郎56歳は、半次郎夫婦と息子21歳娘26歳の4人世帯である。文久元年中、息子は25歳の若さで死亡する。文久2年5月、娘31歳を縁付させた後、半次郎60歳妻59歳夫婦は天徳寺門前代地へ引越転出してしまふ。⑤〔1209宗次郎〕では、一人娘と養子を亡くしている。店借・版木職・宗二郎65歳は、娘かね31歳と孫7歳との3人暮らし。かねに養子を取り、孫も誕生、生活設計は順調かに思われた矢向の文久2年8月、養子が44歳で死亡、数年後には、娘かねまでも死亡する。失意のまま、惣次郎自身も77歳の生を終える。

以上3件のような後継者を失うケースは、思いもよらぬ出来事だったに違いない。このよう

な偶然に遭遇した場合、人生設計は始めから練り直さねばならない。高齢者にとっては大きな負担であろうし、半次郎や宗二郎の余生からは気力の衰えが伝わってくるようである。一方、偶然は、結果として、世帯構成の縮小に功を奏することもある。〔1007儀左衛門〕〔1027喜兵衛〕などである。

以上、高齢期の生活保障が成立するための要件、すなわち家を維持存続するための要件を5つあげ、具体的に検討した。5つの要件は相関しており、充足できない要素を補完することもできる。また、世帯を構成する要素は個別具体的であり、高齢者や後継者はもとより世帯構成員それぞれが、要件実現のための状況に応じた対応が求められる。

## 結論

幕末維新期の江戸町方住民において、高齢期の安穩は経済力に依存するところが大きい。人並みの暮らし、看取りの担い手の確保など、恙なく人生を終えるための方策は、それを講ずることも、実践することも、元手となる資産があってこそ可能になる。経済的余裕がなければ、あるいは零落の身になれば、窮民化の危殆に瀕することになる。したがって、家業や家産などの資産、つまり家の維持存続が必要不可欠であり、そのための要件を実現するため一家を挙げて自助努力に精を出したといえる。

高齢期の安穩が経済力に依存することは、現代の日本社会においても変わらない。しかし、十分とはいえないまでも社会保障制度が制定されている現代と比べれば、高齢期の安穩が家や世帯構成員の自助の精神に委ねられること度合は極めて大きい。こうした幕末維新期における〈親族による親族扶養の自己完結〉〈自助努力〉は、その後どのように展開し、現在に連続するのだろうか。新たな課題としたい。

【別表1】安政4年4月在住 高齢者夫婦二人世帯

NO	家番号	名前	年齢	階層	職業	生国	最終	世帯動向 (1) 安政4～文久3 (*一部含、元治2)	世帯動向 (2) 元治2～明治3 (*一部含、文久2・3)
1	1011	忠兵衛	53	同居 →店借	小切売*	江戸	文3	安政4：名前入・家守・小切売忠七世帯方同居人夫婦。文久1までに、忠七世帯抹消。忠兵衛が名前入就任 文久1：安政4の妻よね、抹消、妻きんと再婚。名前入忠兵衛妻きん44歳と婚姻経験不明の娘18歳と孫4歳	元治2：元治2までに、忠兵衛世帯抹消
		よね	51				安4		
2	1062	清八	56	同居 (店借)	日雇稼	甲斐国	安4	安政4：名前入・店借・駕籠屋平助方同居人、続柄不明 安政4年4月中か、名前入平助と同居人清八妻とよ、死亡。 4月中、平助妻はる、井伊下屋敷平三郎方へ引渡。同月5月23日、清八、四谷坂町へ引越	
		とよ	51				安4		
3	1069	嘉兵衛	60	店借	日雇稼	近江国	安4	文久1:記録なし	
		ふく	47				安4		
4	1105	勘次郎	56	店借	大工職	江門	安4	文久1:記録なし	
		ひさ	44				安4		
5	1131	悦一	58	店借	針医	越後国	文1	文久1：削除印	
		すみ	52				文1		
6	1139	庄五郎	57	店借	大工職	多摩郡	文1	安政4：名前入庄五郎夫婦と婚姻経験不明の養子亀次郎40歳(生国、志摩国磐志郡)。12月中、麴町12丁目へ引越	麴町12丁目人別帳：元治2～明治1まで在住確認 慶応2：養子亀次郎妻帯 明治1：庄五郎夫婦(67歳・67歳) + 養子亀次郎夫婦(50歳・25歳)
		すみ	57				文1		
7	1142	栄喜	50	店借	按摩取	上総国	文3	文久3：名前入栄喜56歳妻54歳まで在住	元治2：元治2までに転出、抹消
		くめ	48				文3		
8	1180	覚蔵	53	店借	棒手振	江戸	慶2	文久3：安政4から世帯構成変化なし。名前入覚蔵59歳妻56歳 元治2：世帯構成変化なし。名前入覚蔵61歳妻58歳	慶応3：世帯構成変化なし。名前入覚蔵63歳妻60歳 明治2：明治2までに、覚蔵世帯抹消
		みさ	52				慶2		
9	1181	金五郎	68	店借	大工職	入間郡	安4	安政4：安政4中、削除(理由不明)	
		のゑ	67				安4		
10	1195	利兵衛	52	同居 (店借)	煙草売	江戸	安4	安政4：名前入・店借・表具師弥兵衛方同居人、続柄不明 文久1：名前入弥兵衛世帯ともども抹消	
		すみ	45				安4		
11	1201	蔵の一	54	店借	針医	江戸	文2	安政4：8月、婚姻経験不明の按摩取34歳が同居 文久1：麻川匂当と改名。文久1までに、按摩取19歳と賃仕事36歳が同居、麻川夫婦と同居3人 文久2：9月、武家地借地のため人別相除	明治3：麻川匂当一人、再転入(单身世帯)
		くま	53				文2		
12	1202	鉄五郎	53	地借	髪結職	江戸	安4	文久1:記録なし	
		かね	52				安4		
13	1204	久兵衛	68	地借	小間物	江戸	安4	文久1:記録なし	
		その	42				安4		

【別表2】安政4年4月在住 夫婦と子どもたちから構成される高齢者世帯（含、世代交代した世帯）

家番号	名前	年齢	階層	職業	生国	最終在住	世帯動向 (1) 安政4～文久3（一部含、元治2）	世帯動向 (2) 元治2～明治3（一部含、文久2-3）
1001	元昌	60	家持	町医	江戸	文3	安政4：名前人元昌夫婦、未婚の娘4人32歳25歳17歳7歳と未婚の伴13歳、養子・文次郎35歳 文久1：名前人元昌夫婦と未婚の娘3人+娘わかと賀養子夫婦。娘わかに文次郎改め文六を賀養子取。伴、抹消 文久2：世帯構成、変化なし 文久3：文久4年3月、名前人元昌娘ふさ31歳縁付転出	元治2：元治2までに、名前人元昌死亡、賀養子文六が名前人就任。名前人賀養子文六43歳妻（娘）わか43歳+元昌後家やをと未婚の娘2人25歳15歳 慶応3：名前人賀養子文六44歳妻わか42歳+元昌後家やを67歳と未婚の娘27歳16歳 明治2：職業、町医から元葉渡世に変更。名前人賀養子文六49歳妻（娘）わか44歳+元昌後家やを69歳と未婚の娘29歳18歳。召使同居 明治3：構成変化なし。名前人賀養子文六50歳妻わか45歳+元昌後家やを70歳と未婚の娘30歳19歳
	やを	53			江戸	明3	安政4：娘てい29歳に浅次郎30歳を賀養子取。庄吉夫婦と母76歳+てい夫婦と孫10歳筆頭に4人 文久1：文久1までに庄吉妻ふん抹消。庄吉と母81歳+てい夫婦と孫3人 文久2：文久3年正月、母なを82歳死亡。名前人庄吉70歳+娘てい34歳賀養子35歳と孫5人 文久3：名前人庄吉71歳+娘35歳賀養子36歳と孫6人 元治2：名前人庄吉73歳+娘37歳賀養子38歳と孫5人	慶応3：名前人庄吉75歳+娘39歳賀養子40歳と孫5人 明治2：明治2までに、庄吉が利三郎、賀養子浅次郎が庄右衛門と改名。名前人庄吉改め利三郎77歳+賀養子庄右衛門43歳娘41歳孫娘21歳孫息子3人13歳10歳8歳。孫娘（庄右衛門娘）たい21歳、小伝馬上町借地附人熊吉伴明之吉方へ縁付転出。10月孫息子13歳、廻町式丁目地主町人源兵衛方へ養女住 明治2：賀養子庄右衛門、庄吉襲名、名前人就任。名前人庄吉44歳妻（娘）わか42歳と未婚の伴2人11歳9歳+先の庄吉こと利三郎
1015	庄吉	65	家持	塗師	江戸	明3	安政4：名前人惣七夫婦と未婚の伴2人17歳14歳娘1人11歳 文久1：文久1までに、伴14歳抹消 文久2：世帯構成変化なし 文久3：世帯構成変化なし	元治2：名前人惣七64歳死亡、惣七後家くら54歳と未婚の名前人（伴）久太郎25歳娘19歳 慶応3：慶応3までに、伴久太郎が惣七襲名し名前人。名前人惣七27歳・妹21歳と母惣七後家くら56歳 明治2：名前人伴惣七29歳と未婚の妹23歳と母惣七後家くら64歳 明治3：世帯構成変化なし。名前人伴惣七30歳と未婚の妹24歳と母惣七後家くら65歳
	惣七	56	家守	更紗職	江戸	元2	安政4：名前人惣七夫婦と未婚の伴2人17歳14歳娘1人11歳 文久1：文久1までに、伴14歳抹消 文久2：世帯構成変化なし 文久3：世帯構成変化なし	元治2：元治2までに、名前人鉄五郎死亡、姪21歳転出。伴鉄七が鉄五郎襲名し、名前人。名前人鉄五郎25歳、妻帯、伴誕生。12月、家守退役。名前人鉄五郎25歳妻24歳と伴5歳+鉄五郎後家りま52歳と未婚の伴29歳娘19歳+未婚の娘12歳 慶応3：慶応3までに、名前人鉄五郎世帯抹消
1020	惣七	56	家守	更紗職	江戸	明3	安政4：名前人惣七夫婦と未婚の伴2人17歳14歳娘1人11歳 文久1：文久1までに、伴14歳抹消 文久2：世帯構成変化なし 文久3：世帯構成変化なし	元治2：元治2までに、名前人鉄五郎死亡、姪21歳転出。伴鉄七が鉄五郎襲名し、名前人。名前人鉄五郎25歳、妻帯、伴誕生。12月、家守退役。名前人鉄五郎25歳妻24歳と伴5歳+鉄五郎後家りま52歳と未婚の伴29歳娘19歳+未婚の娘12歳 慶応3：慶応3までに、名前人鉄五郎世帯抹消
	くら	52			江戸	元2	安政4：名前人惣七夫婦と未婚の伴2人17歳14歳娘1人11歳 文久1：文久1までに、伴14歳抹消 文久2：世帯構成変化なし 文久3：世帯構成変化なし	元治2：元治2までに、名前人鉄五郎死亡、姪21歳転出。伴鉄七が鉄五郎襲名し、名前人。名前人鉄五郎25歳、妻帯、伴誕生。12月、家守退役。名前人鉄五郎25歳妻24歳と伴5歳+鉄五郎後家りま52歳と未婚の伴29歳娘19歳+未婚の娘12歳 慶応3：慶応3までに、名前人鉄五郎世帯抹消
1021	鉄五郎	54	家守	時計職	江戸	文3	安政4：名前人鉄五郎夫婦と未婚の伴2人16歳10歳と娘24歳 文久1：文久1までに、娘抹消。7月、名前人市五郎死亡、伴20歳市太郎（法郎吉改め）が名前人就任 文久2：名前人市太郎21歳未婚、同母50歳、同弟15歳未婚。文久3年2月、母きんが小川伝通院表町家主三吉方へ同居転出 文久3：名前人市太郎壽人足22歳未婚と同弟平五郎10歳未婚の兄弟世帯 元治2：名前人市太郎24歳未婚と弟平五郎の兄弟世帯	元治2：元治2までに、名前人鉄五郎死亡、姪21歳転出。伴鉄七が鉄五郎襲名し、名前人。名前人鉄五郎25歳、妻帯、伴誕生。12月、家守退役。名前人鉄五郎25歳妻24歳と伴5歳+鉄五郎後家りま52歳と未婚の伴29歳娘19歳+未婚の娘12歳 慶応3：慶応3までに、名前人鉄五郎世帯抹消
	りゑ	44			江戸	元2	安政4：名前人鉄五郎夫婦と未婚の伴2人16歳10歳と娘24歳 文久1：文久1までに、娘抹消。7月、名前人市五郎死亡、伴20歳市太郎（法郎吉改め）が名前人就任 文久2：名前人市太郎21歳未婚、同母50歳、同弟15歳未婚。文久3年2月、母きんが小川伝通院表町家主三吉方へ同居転出 文久3：名前人市太郎壽人足22歳未婚と同弟平五郎10歳未婚の兄弟世帯 元治2：名前人市太郎24歳未婚と弟平五郎の兄弟世帯	元治2：元治2までに、名前人鉄五郎死亡、姪21歳転出。伴鉄七が鉄五郎襲名し、名前人。名前人鉄五郎25歳、妻帯、伴誕生。12月、家守退役。名前人鉄五郎25歳妻24歳と伴5歳+鉄五郎後家りま52歳と未婚の伴29歳娘19歳+未婚の娘12歳 慶応3：慶応3までに、名前人鉄五郎世帯抹消
1026	市五郎	61	地借	鳶人足	江戸	文1	安政4：名前人市五郎夫婦と未婚の伴2人16歳10歳と娘24歳 文久1：文久1までに、娘抹消。7月、名前人市五郎死亡、伴20歳市太郎（法郎吉改め）が名前人就任 文久2：名前人市太郎21歳未婚、同母50歳、同弟15歳未婚。文久3年2月、母きんが小川伝通院表町家主三吉方へ同居転出 文久3：名前人市太郎壽人足22歳未婚と同弟平五郎10歳未婚の兄弟世帯 元治2：名前人市太郎24歳未婚と弟平五郎の兄弟世帯	慶応3：名前人市太郎26歳未婚と弟平五郎20歳未婚の兄弟世帯 明治2：慶応4年3月以降に、四谷伊賀町五郎兵衛方に同居転出。明治2年12月、名前人市太郎が妻帯し、弟と再転入。名前人市太郎28歳妻きん23歳+弟平次郎21歳、階層は地借から店借へ。明治3年2月、妻きん横濱吉原へ遊女奉公住のため別居相除。 明治3：世帯構成変化なし。名前人市五郎28歳と弟平次郎21歳の二人世帯a。妻23歳、横濱吉原へ遊女奉公住
	きん	45			江戸	文3	安政4：名前人市五郎夫婦と未婚の伴2人16歳10歳と娘24歳 文久1：文久1までに、娘抹消。7月、名前人市五郎死亡、伴20歳市太郎（法郎吉改め）が名前人就任 文久2：名前人市太郎21歳未婚、同母50歳、同弟15歳未婚。文久3年2月、母きんが小川伝通院表町家主三吉方へ同居転出 文久3：名前人市太郎壽人足22歳未婚と同弟平五郎10歳未婚の兄弟世帯 元治2：名前人市太郎24歳未婚と弟平五郎の兄弟世帯	慶応3：名前人市太郎26歳未婚と弟平五郎20歳未婚の兄弟世帯 明治2：慶応4年3月以降に、四谷伊賀町五郎兵衛方に同居転出。明治2年12月、名前人市太郎が妻帯し、弟と再転入。名前人市太郎28歳妻きん23歳+弟平次郎21歳、階層は地借から店借へ。明治3年2月、妻きん横濱吉原へ遊女奉公住のため別居相除。 明治3：世帯構成変化なし。名前人市五郎28歳と弟平次郎21歳の二人世帯a。妻23歳、横濱吉原へ遊女奉公住
1027	喜兵衛	55	地借	大工職	尾張国	文3	安政4：名前人喜兵衛夫婦と未婚の伴23歳と娘2人27歳17歳。7月、妻のぶ死亡 文久1：文久1までに、伴喜三郎妻帯。名前人喜兵衛と未婚の娘2人31歳20歳+喜三郎27歳妻26歳と伴（孫）4歳 文久2：世帯構成変化なし 文久3：7月中、名前人喜兵衛62歳病死。伴喜三郎29歳が喜兵衛襲名、名前人就任。名前人伴喜三郎29歳妻28歳と娘2人+未婚の姉33歳妹22歳	慶応3：名前人喜兵衛31歳妻30歳と伴8歳娘4歳+姉35歳妹24歳 明治2：名前人喜兵衛26歳、病死。名前人喜兵衛37歳妻32歳と娘6歳伴2歳 明治2：名前人喜兵衛35歳妻34歳と伴12歳4歳娘8歳 明治3：世帯構成変化なし。名前人喜兵衛36歳妻35歳と伴2人12代5歳娘10歳
	のぶ	56			多摩郡	安4	安政4：名前人喜兵衛夫婦と未婚の伴23歳と娘2人27歳17歳。7月、妻のぶ死亡 文久1：文久1までに、伴喜三郎妻帯。名前人喜兵衛と未婚の娘2人31歳20歳+喜三郎27歳妻26歳と伴（孫）4歳 文久2：世帯構成変化なし 文久3：7月中、名前人喜兵衛62歳病死。伴喜三郎29歳が喜兵衛襲名、名前人就任。名前人伴喜三郎29歳妻28歳と娘2人+未婚の姉33歳妹22歳	慶応3：名前人喜兵衛31歳妻30歳と伴8歳娘4歳+姉35歳妹24歳 明治2：名前人喜兵衛26歳、病死。名前人喜兵衛37歳妻32歳と娘6歳伴2歳 明治2：名前人喜兵衛35歳妻34歳と伴12歳4歳娘8歳 明治3：世帯構成変化なし。名前人喜兵衛36歳妻35歳と伴2人12代5歳娘10歳



1032	千代吉	53	店借	糸渡世	葛飾郡	安4	安政4：名前入千代吉夫婦と未婚の伴20歳
	さき	52				安4	文久1:記録なし
1035	幸助	55	店借	米春渡世	能登国	安4	安政4：名前入孝助夫婦と婚姻経験不明の伴34歳。能登国鹿島郡小栗村から世帯ごと転入
	むつ	58				安4	文久1:記録なし
1036	惣次郎	61	地借	なし	江戸	安4	安政4：名前入は、婚姻経験不明の娘つる30歳。惣次郎夫婦はつるの父母、つるの方向居人
	たつ	58				文21	文久1：文久1までに、惣次郎抹消、娘つるに賀養子取。賀養子惣次郎日雇孫30歳、名前入就任。
1049	伊太郎	56	地借	柄巻師	江戸	文2	安政4：名前入伊太郎夫婦と未婚の娘ふし17歳の3人世帯
	ひさ	49				慶2	文久1：文久1までに、娘ふしに賀養子取。名前入伊太郎夫婦+養子亀次郎29歳妻ふしと娘(孫)2歳
1051	弥六	53	地借	籠甲職	江戸	安4	安政4：名前入弥六夫婦と未婚の伴16歳。安政4中、弥六死亡。伴が弥六襲名、名前入就任
	こう	53				文2	文久1：名前入弥六20歳未婚と母こう57歳 文久2：名前入弥六妻帯、6月娘誕生。8月、母こう死亡、名前入弥六21歳妻18歳と娘
1057	利根次郎	56	地借	大工職	埼玉郡	明3	安政4：名前入利根次郎夫婦と伴2人30歳17歳、娘3人28歳19歳19歳。間5月、娘さくく26歳奉公先より引取。9月、娘はる28歳が嫁付
	とよ	50				文2	文久1：文久1までに、娘いち19歳削除、娘はるは30歳離別して再転入、孫7歳初出(父は利根次郎伴)。名前入利根次郎夫婦と伴21歳と娘2人25歳23歳と離別の30歳+離死別不明の伴34歳と孫息子7歳 文久2：4月時点では家族構成変化なし。間8月、利根次郎妻死亡。名前入利根次郎と伴22歳娘26歳24歳31歳+離死別不明の伴35歳と伴(孫)8歳
1058	清次郎	56	地借	肴売	江戸	文3	安政4：娘かん27歳に定吉28歳を賀養子取。名前入清次郎夫婦+かん夫婦と孫3歳が1人+妹47歳懸り人
	まい	59				慶2	文久1：文久1までに、妹47歳削除。名前入清次郎夫婦+かん夫婦と孫2人 文久2：世帯構成変化なし 文久3：世帯構成変化なし。名前入清次郎62歳妻65歳+娘かん33歳賀養子吉五郎34歳と娘(孫)2人
1059	源太郎	62	店借	小間物売	橋樹郡	文1	安政4：源太郎夫婦と婚姻経験不明の伴36歳
	みつ	53				文1	文久1：文久1までに、孫さと9歳転入(伴音吉娘か)。8月中、四谷屋町3丁目へ引越
1060	清吉	70	店借	日雇孫	佐原郡	文3	安政4：名前入清吉夫婦と婚姻経験不明の伴32歳、娘2人36歳22歳
	はつ	55				文3	文久1：文久1までに伴32歳、削除。名前入清吉夫婦と婚姻経験不明の伴の娘2人40歳26歳 文久2：世帯構成変化なし 文久3：名前入清吉76歳妻61歳と娘42歳28歳。8月中、住所相知不申候間、相除(浮浪行方知れずか)

1062	平助	53	店借	駕籠屋	甲斐国	安4	安政4：名前平助夫婦と未婚の伴27歳の3人世帯。佐兵衛夫婦が同居 安政4年4月中九、名前平助と同居人佐兵衛妻とよ、死亡。4月中、平助 妻はる、井伊下屋敷平三郎方へ引渡 同5月7日、伴が麻布今井町隠居方へ同居
	はる	43			甲斐国	安4	
1063	三平	51	店借	日雇稼	甲斐国	文3	安政4：名前三平夫婦と未婚の伴12歳と娘2人10歳7歳。続柄不明の同 居5人 文久1：文久1までに、同居人賑出。名前前三平夫婦と未婚の伴16歳と娘 2人13歳11歳 文久2：世帯構成変化なし。4月、次太郎同居 文久3：名前前三平57歳妻52歳と未婚の伴18歳娘2人15歳13歳。8月中、 住所相知不申候間、相除
	ふて	47			江戸	文3	
1074	安兵衛	54	地借	春米渡世	江戸	明3	安政4：娘ふさ19歳に安次郎30歳を習養子取。安政4年度中、ふさ病死。 安政5年3月、娘つる縁付 文久1：文久1までに、安次郎離別。娘つる、離別して再転入。娘つる20 歳に習養子取。名前安兵衛・習養子市右衛門31歳娘つる20歳と伴(孫) 3歳 文久2：11月中、娘つる21歳死亡。名前安兵衛56歳・習養子市右衛門 32歳と伴(孫) 文久3：名前安兵衛57歳・習養子33歳と伴(孫)5歳
1075	半次郎	56	地借	馬具職	江戸	文2	安政4：名前半次郎夫婦と未婚の伴21歳娘26歳 文久1：文久1中、伴25歳死亡 文久2：5月2日、娘31歳縁付転出。名前半次郎60歳妻59歳、天徳寺門 前代地へ引渡
	かな	54			江戸	文2	
1080	喜三郎	53	地借	抱頭	江戸	明3	安政4：名前喜三郎夫婦と未婚の伴2人19歳13歳 文久1：文久1までに、伴弥三郎に名前譲渡。職業、抱頭から唐人足に 変更。名前弥三郎23歳と弟18歳(いずれも未婚)と父母喜三郎夫婦 文久2：世帯構成変化なし 文久3：7月、未婚の伴銀次郎改め喜三郎20歳、別宅。名前弥三郎25歳 と父喜三郎59歳母52歳 *伴喜三郎：慶応2、24歳で妻27歳を妻帯。明治3、名前唐人足喜三郎 妻31歳と伴6歳・妻の連子15歳で在任
	えい	46			江戸	明3	
1084	象吉	52	地借	貸木渡世	江戸	安4	安政4：名前象吉夫婦と未婚の娘2人 文久1：名前象吉世帯消
	みつ	49			江戸	安4	
1090	嘉七	59	地借	料理人	江戸	明2	安政4：名前嘉七夫婦と未婚の伴16歳と3人世帯。懸り人兼吉14歳、同 居 文久1：文久1までに、伴三次郎22歳未婚転入。伴16歳(現20歳)1007 屋祖職鎌古衛門方へ弟子入。名前嘉七夫婦と未婚の伴22歳 文久2：世帯構成変化なし 文久3：世帯構成変化なし。名前嘉七65歳妻49歳と未婚の伴24歳 元治2：元治2までに、伴三次郎妻帯、娘誕生。名前嘉七57歳妻51歳 + 伴三次郎26歳妻20歳孫娘3歳
	うた	43			江戸	明3	
							元治2：習養子市右衛門に嫁取、孫娘誕生。名前安兵衛59歳 + 習養子 35歳嫁26歳と娘1歳・安兵衛孫7歳 慶応3：名前安兵衛61歳 + 習養子37歳嫁28歳と娘3歳・安兵衛孫9歳 明治2：明治2までに、家持に変更、習養子市右衛門に名前譲渡、孫娘 5歳病死、孫息子誕生、市右衛門妻の弟転入。名前習養子市右衛門39歳 妻養女31歳と伴3歳・伴(安兵衛孫)11歳 + 安兵衛65歳、懸り人義弟24 歳同居 明治3：世帯構成変化なし。名前習養子市右衛門妻32歳と伴4歳・伴 (安兵衛孫)12歳 + 安兵衛66歳、懸り人義弟25歳同居
							元治2：名前弥三郎27歳薦人足未婚 + 父喜三郎61歳母54歳 慶応3：慶応3までに、名前弥三郎弥三郎妻帯、娘転入。名前伴三郎29 歳唐日雇妻29歳と娘13歳 + 父喜三郎63歳母56歳。慶応3のみ店借 明治2：名前弥三郎31歳と娘15歳 + 父喜三郎65歳母64歳 明治3：世帯構成変化なし。名前弥三郎32歳妻33歳と娘16歳 + 父喜三 郎65歳母65歳
							慶応3：慶応3までに、伴三次郎妻帯。名前嘉七59歳妻53歳 + 伴三次 郎28歳と孫娘5歳 *慶応3までに、鎌左衛門方弟子・伴友吉26歳未婚、独立して単身世帯。 4年2月、神田下白壁町家主政二郎方へ婿養子に差遣申候 明治2：明治2までに、三次郎妻帯、職業を講談寄席渡世に変更。明治2 年中、嘉七61歳病死、伴三次郎が名前就任。名前伴三次郎妻と娘 + 母嘉七後家うた 明治3：世帯構成変化なし。伴三次郎、嘉七襲名。名前前三次郎こと嘉七 30歳妻25歳と娘8歳 + 先の嘉七後家うた58歳

1092	仙五郎	65	地借	建具職	秩父郡	慶2	<p>安政4：前前入仙五郎夫婦と未婚の伴22歳・娘25歳+妻いね弟定吉41歳と伴12歳</p> <p>文久1：文久1までに、伴直吉妻帯、難死別不明の伴勝次郎38歳と娘36歳転入。仙五郎夫婦と伴38歳と娘36歳29歳+伴直吉夫婦26歳・22歳+妻いね弟定吉45歳と伴(甥)16歳</p> <p>文久2：仙五郎伴直吉の伴(孫)6歳、初出。世帯構成変化なし</p> <p>文久3：伴勝次郎40歳の伴伝吉10歳、初出。前前入仙五郎61歳妻61歳と娘2人38歳31歳+伴直吉28歳嫁24歳と孫3人+伴勝次郎40歳と孫+妻弟定吉47歳と甥18歳</p>
1101	いね	53	店借	壽日雇	江戸	安4	安政4：前前入金五郎夫婦と未婚の伴26歳と娘2人20歳5歳
		40			江戸	安4	
1104	ふく	59	店借	時の物売	能登国	安4	安政4：前前入七右衛門夫婦と未婚の伴20歳
		52			能登国	安4	
1111	源兵衛	68	店借	炭渡世	紀伊国	安4	安政4：前前入源兵衛夫婦と未婚の娘18歳+娘(権兵衛後家)す、と孫娘9歳
		56			江戸	文2	文久1：文久1までに前前入夫源兵衛死亡、源兵衛後家てつ實仕事が前前入。娘いね30歳転入。前前入てつと娘2人30歳23歳+娘36歳と孫娘13歳
1115	勇吉	51	店借	古道具渡	江戸	安4	文久2：世帯構成変化なし
		42			江戸	安4	文久3：世帯構成変化なし。前前入源兵衛後家てつ61歳實仕事と娘2人32歳25歳+娘38歳と孫娘15歳
1116	松五郎	51	店借	日雇稼	江戸	明3	安政4：前前入松五郎夫婦と未婚の娘15歳。間5月、御軍筋町へ引越
		46			江戸	明3	慶応3：慶応3まで世帯構成変化なし。前前入松五郎61歳妻57歳と未婚の伴25歳と娘39歳28歳21歳18歳
1119	利吉	46	店借	大工職	江戸	文3	明治2：明治2までに、娘39歳抹消、娘29歳が武蔵国多摩郡青梅村百姓姓重兵衛方へ奉公住、娘23歳が上総国山辺郡荒生村百姓入郎兵衛方へ奉公住。前前入松五郎夫婦と伴1人末娘1人の4人世帯。8月、伴28歳大工職が廻町11丁目へ別宅。前前入松五郎63歳妻59歳と未婚の娘23歳の3人世帯
		50			江戸	文3	慶応3：慶応3まで世帯構成変化なし
1137	惣次郎	53	店借	納物師	江戸	文1	文久3：前前入利吉52歳妻55歳と未婚の伴2人24歳17歳と娘20歳。8月中、住所相知不申候間、相除
		56			江戸	文1	安政4：前前入惣次郎夫婦と未婚の伴28歳と娘27歳
1147	藤吉	52	店借	時物売	相模国	安4	安政4：文久1までに、総柄不明の力太郎18歳転入。文久2年2月、廻町12丁目へ引越
		51			江戸	安4	文久1：文久1までに、総柄不明の力太郎18歳転入。文久2年2月、廻町12丁目へ引越
1154	とみ	51	店借	団子売	備中国	文1	文久1：前前入平藏夫婦と婚姻経験不明娘2人(27歳16歳)世帯。世帯全員、備中国小田郡大江村出生。世帯ごと転入
		52			備中国	文1	文久1：伴兵衛後家實仕事そて49歳(備中国小田郡大江村出生)、同居。文

1162	新右衛門	56	店借	日雇稼	下総国	安4	安政4：名前入米吉23歳と従弟31歳 慶応3：名前入米吉25歳と従弟33歳 明治2：明治2までに、名前入米吉従弟ととも抹消
	かよ	43			下総国	安4	
1171	栄吉	60	店借	肴売	江戸	安4	元治2：名前入米吉21歳と従弟29歳 文久3：名前入米吉21歳と従弟29歳 5月、牛込中里町へ引越
	きく	50			江戸	安4	
1203	東十郎	66	店借	小間物渡世	江戸	文2	安政4：名前入、伴喜兵衛29歳。妻20歳との間に1男1女+東十郎夫婦と未婚の伴3人(27歳21歳15歳)。東十郎伴房吉27歳引越(久難)、15歳死亡。東十郎弟喜兵衛伯父53歳懸り人同居 文久1：文久1までに、東十郎妻ふて抹消。名前入喜兵衛世帯+東十郎と伴25歳就之助。店借から地借へ 文久2：7月、父東十郎71歳死亡。文久3年2月、再転入した東十郎伴房吉32歳、日本橋石町吉兵衛方へ養子運転出。弟就之助26歳、市谷田町治兵衛方に養子運転出。名前入喜兵衛34歳妻25歳と伴1人娘2人、伯父57歳懸り人が同居
	ふて	60			江戸	安4	
1209	宗二郎	65	店借	版木師	江戸	元2	安政4：名前入宗二郎+難死別不明の娘かね31歳とその伴(系)7歳 文久1：文久1までに、娘かねに躰養子取、孫出生。名前入惣次郎69歳+娘かね35歳躰養子43歳夫婦と伴11歳娘5歳 文久2：8月、躰養子利兵衛44歳死亡。名前入惣次郎71歳+娘かね37歳と孫13歳7歳 文久3：世帯構成変化なし。名前入惣次郎71歳+娘かね37歳と孫13歳7歳
	清吉	66	地借	葛巻職	江戸	明3	[躰養子清吉世帯] 慶応3：慶応1(元治2)年12月、養子善吉が清吉襲名し、名前入と家守就任。先の清吉は、忠兵衛と改名し別家(家番号・1450)。名前入躰養子善吉改め清吉42歳妻(忠兵衛娘)46歳と養女たけ12歳。弟子夫婦が同居 明治2：名前入躰養子清吉45歳妻(忠兵衛娘)41歳と養女13歳娘3歳 明治3：世帯構成変化なし。名前入躰養子清吉46歳妻(忠兵衛娘)42歳と養女14歳娘4歳
1450	忠兵衛	66	地借	葛巻職	江戸	明3	[清吉、改め忠兵衛世帯] 慶応3：慶応2までに、忠兵衛と改名し、娘やすを引き連れ別家店借、家守就任。慶応2年11月、娘のぶ(南小田原町1丁目善次郎妻)難産し娘11歳と転入。名前入忠兵衛76歳と娘42歳+難別の娘39歳と孫娘 明治2：明治2までに、娘やす42歳抹消。名前入忠兵衛79歳+難別の娘のぶ41歳孫娘13歳 明治3：世帯構成変化なし。名前入忠兵衛80歳+難別の娘42歳と孫娘14歳

## 【注】

- 1) E.A.ハメル-P.ラスレットが考案した家族分類法における類型である。H-L分類法は、夫婦世帯を基本ユニットとし、5つの家族類型とその下位分類を設定する。E.A.ハメル-P.ラスレット「世帯構造とは何か」（速見融編『歴史人口学と家族史』、藤原書店、2003）
- 2) 四谷地区三町の家族形態、及び単純家族世帯再生産理由に関しては、下記拙稿を参照されたい。「幕末・維新时期における江戸町方住民の実態 — 「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」（『目白大学総合科学研究』第5号、2009）、「幕末維新时期の江戸における家族世帯の構造 — 「麹町十二丁目人別帳」を史料にして—」（『目白大学総合科学研究』第12号、2015）、「幕末維新时期における四谷伝馬町新一丁目」（『目白大学人文学研究』第13号、2016）
- 3) 江戸町方人別帳データベース分析に関しては、拙稿「江戸町方人別帳データベース — 設計と活用—」（『目白大学総合科学研究』第10号、2013）を参照されたい。
- 4) 比較家族史学会監修『老いの比較家族史』（三省堂、1990）には、老人年齢や老人観の時代的変遷に関する諸研究が収められている。大竹秀夫「江戸時代の老人観と老後問題」は、江戸寛政期の老人年齢として50歳以上と論じる。また、吉田伸之「近世の身分意識と職分観念」（『日本の社会史7』、岩波書店、1987）も、成人の年齢区分を「15歳から50歳」と定める江戸町趣をとりあげている
- 5) 柳谷慶子『江戸時代の負いと看取り』、山川出版社、2011
- 6) 高齢者（老人）の規定が定まらない状況は、現代でも変わらない。法律によって高齢者の定義が異なっているし、内閣府は年金受給資格の〈高齢者〉を現行の65歳から70歳に引き上げようとしている。
- 7) 新村拓『負いと看取りの社会史』、法政大学出版局、1991、p.11
- 8) 菅原憲二「老人と子ども」（『岩波講座 日本通史 第13巻』、岩波書店、1994）。京都6町とは、1.足袋屋町、2.菊屋町、3.冷泉町、4.三条衣棚町、5.東大黒町、6.五条橋二丁目である。
- 9) 浜野潔『近世京都の歴史人口学研究 — 都市町人の社会構造を読む—』、慶應義塾大学出版会、2007。16町の町名は、以下の通り。（古）は古町、（親）は親町、（新）は新町、（続）は洛外町続町の略。上京：1.筋違橋町（古）、2.花車町（古）、3.姥ヶ榎町（古）、西方寺町（親） 下京：5. 西堂町（新）、6.衣棚北町（古）、7.衣棚南町（古）、8.立売中之町（新）、9.南四条町（古）、10.燈籠町（古）、11.吉水町（新）、12.金屋町（続）、13.正面町（新）、14.上二之宮町（新）、15.金換町（離）、16.志水町（続）
- 10) 前掲8、p.322-p.323。京都のデータを近世の都市全体のものとして捉えることができないというのは、京都には独身男性使用人を抱える越後屋本店がある冷泉町のような、特異な人口構造をもつ町が存在していることをいう。江戸もまた例外ではなからう。たとえば、大店が軒を連ねる日本橋界隈と場末の町とでは人口構造は、当然異なるだろう。だからこそ、個別具体的事例の蓄積を通して理論を導き出すこと必要になるう。
- 11) 前掲7、p.57。伊藤達也「古代から現代そして将来の老人人口」（『老いの比較家族史』、三省堂、1990）による。
- 12) 内閣府『平成29年 高齢社会白書』（<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/>）、2018年9月20日最終閲覧
- 13) 前掲7、p.12-p.13
- 14) 扶養の自己完結に関しては、拙稿「十八世紀後半の孝道徳 — 「孝子伝」における孝行者—」（『目白大学人文学研究』第7号、2011）を参照されたい
- 15) 弘化2（1845）年2月、町奉行跡部良弼と鍋島直孝は、「鰥寡孤独救恤」を稟申、孤児と極老独者を救済するため、町中に調査を命じた（『東京市史稿 救済篇第四』臨川書店、1975、p.310-p.314）。扶養を親族の義務とする社会において、寄る辺のない高齢者が存在し、社会問題になっていたのである。ただし、救済の対象は80歳以上の極老の者に限られ、80歳未満の単身高齢者は対象から外れている。
- 16) 親の扶養により未婚のまま高齢化した者への救済策として、養子縁組が奨励されたといわれる。

前掲「江戸の老いと看取り」、妻鹿敦子『近世の家族と女性 -善事褒賞の研究-清文堂出版、2008など参照。

- 17) 『武江年表』に、「八月朔日より九月末迄、武家・市中・社寺の男女、この病に終れるもの凡式万八千余人、内火葬九千九百余人なりしといふ」とある。今井金吾校訂『定本 武江年表 下』筑摩書房、2004、p.104-p.105

\*本稿は、日本学術振興会平成30年度科学研究費補助金（基盤研究（C）：課題番号17K02262 近代への過渡期の都市住民家族における孝行の諸形態と主体形成）による研究成果の一部である。

（平成31年1月22日受理）